

市17-46
駅舎配管吊り金具更新

仕 様 書

1. (総 則)

この工事は、本仕様書によるほか、添付図に基づき施工すること。また、下記の法・規則についても十分に内容を把握して施工すること。

- (1) 千葉県都市モノレール運転取扱心得及び運転関係規程 (線路閉鎖取扱規程)
(災害対策基準)
(構造基準)
- (2) 騒音規制法
- (3) 振動規制法
- (4) 労働安全衛生法

2. (工事範囲)

この工事の工事範囲は別添図とする。

3. (工事内容)

工事内容は以下の通りとする。

- 1. みつわ台駅配管吊り金具交換
 - (1) 給水管ラッキング部SUS吊り金具交換
 - (2) 雨水管SUS吊り金具交換
 - (3) 汚水管SUS吊り金具交換
- 2. 桜木駅配管吊り金具交換
 - (1) 給水管ラッキング部SUS吊り金具交換
 - (2) 雨水管SUS吊り金具交換
 - (3) 汚水管SUS吊り金具交換

※基本的にはアンカーは再利用とするが、アンカーの再利用が不可能な場合は、SUSアンカーの打替えを行うこと。

その他現場の状況から、工事内容を変更しなければならない箇所が発見された場合は、監督員と打合せを行うこと。

4. (着工及び竣工書類)

着工及び竣工書類、図面等については、以下のものを提出すること。

- 1. 着工書類
 - 施工計画書
 - 着手届
 - 現場代理人選任届
 - 主任技術者選任届
 - 工事工程表
 - 作業申込書
- 2. 竣工書類、図面
 - 工事完了届
 - 工事目的物引渡申出書
 - 報告書 (工事写真・竣工図等) 2部
- 3. その他工事監督員が指示するもの。

5. (諸 届)
 - (1) この工事に伴う諸官署その他への手続きは、請負業者の負担において行うこと。
 - (2) この工事においては、現場代理人及び主任技術者を置かなければならない。なお、現場代理人及び主任技術者はあらかじめ経歴書を提出し、工事監督者の承諾を受けなければならない。
 - (3) 現場代理人と主任技術者との兼務については、その兼務者が主任技術者の資格を有する者で、書面による承諾を受けた場合に限るものとする。
6. (打合せ連絡)
 - (1) この工事の施工については、監督員及び関係個所と打合せ連絡を綿密に行い、列車の運行並びに一般旅客公衆に支障・迷惑を及ぼさないよう工事を進めること。
 - (2) 作業中に、構造物の異常等を発見した場合はただちに監督員に連絡すること。
7. (事故防止)
 - (1) この工事の施工にあたっては、道路交通法に基づき道路交通の安全を確保すること。
 - (2) 夜間は、十分に照明設備を設け、作業の安全を確保するとともに、旅客公衆に迷惑がようにすること。
 - (3) この工事の施工にあたっては、交通整理員を配置し、事故防止並びに交通に支障を与えないよう万全を期すこと。
8. (整理整頓)

この工事において、施工現場内は常に整理整頓及び清掃を行い、通行等に支障を与えないようにすること。
9. (騒音防止)
 - (1) この工事にあたっては、騒音規制法に抵触しないよう、騒音防止の措置を講じて作業すること。
 - (2) この工事に使用する機械については、低騒音型を使用すること。
 - (3) この工事にあたっては、騒音の出る作業は、駅業務に支障のない時間に行うこと。
10. (施工打合せ)

この工事の施工にあたっては工程表を提出し、工事監督者と十分な打合せを行うこと。

以 上

